

令和5年度第1回

南国市農業委員会議事録

令和5年4月7日（金）

令和5年度第1回農業委員会議事録

日 時 令和5年4月7日（金） 午後1時30分～午後2時45分

場 所 南国市上下水道局 2階 会議室

議 題 （1）農業委員会事務局職員の任命について

（2）農地法第3条の規定による許可申請の件

（3）農地法第5条の規定による許可申請の件

（4）南国市農用地利用集積計画の件

（5）南国市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について

（6）令和5年度最適化活動の目標の設定等について

議案外

（1）農地法第3条の3の規定による届け出の件

（2）農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件

（3）使用貸借の合意解約通知の件

（4）農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出の件

（5）農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の件

（6）非農地証明願いの件

（7）農地法第3条取り下げ願いの件

出席者（農業委員 16名）

会長 濱田 好典	第一副会長 池 正人	第二副会長 鈴木 郁馬	
4番 杉本 和繁	5番 高芝 澄生	6番 末政 隆一	7番 楠瀬 理枝
8番 武市 忠雄	11番 植野 永子	12番 松岡 清	14番 窪田 理佳
15番 山本 桂	16番 平田 修三	17番 垣内 育男	18番 田岡 崇
19番 森尾 晴代			

欠席者（農業委員 3名）

1番 金田 善充	2番 山本 修平	13番 今井 まち
----------	----------	-----------

出席者（農地利用最適化推進委員 9名）

3番 門田 俊一	4番 笥 和幸	5番 和泉 依	6番 門田 理博
7番 利岡 邦彦	8番 西岡 祐三	10番 北原 章吾	12番 北村 一弘
13番 武内 俊暁			

欠席者（農地利用最適化推進委員 8名）

1番 西本 良平	2番 齋藤 喜美子	9番 武市 憲雄	11番 山北 泰司
14番 中村 和雅	15番 岡田 廣志	16番 橋詰 昌明	17番 井上 丈夫

出席職員

事務局長 弘田 明平	次長兼係長 清岡 さゆり
主 事 穂積 孝昌	

議事録署名委員

14番 窪田 理佳	15番 山本 桂
-----------	----------

会長	ただいまから第1回定例総会を始めます。議案第1号農業委員会事務局職員の任命について事務局長説明をお願いします。
局長	はい。では私の方から説明いたします。議案第1号、農業委員会事務局職員の任命についてお諮りをいたします。4月1日の人事異動で、藤田次長は教育委員会学校教育課へ課長補佐兼総務係長として出向いたしました。また、福祉事務所から清岡さゆり次長が転入して参りました。農業委員会等に関する法律第26条第3項に、農業委員会に置く職員は、農業委員会が任命するとありますので、皆様ご審議よろしくをお願いいたします。
会長	局長の方から説明がありましたが、人事異動につきまして、皆様に承認いただきたいと思えます。承認してよろしいでしょうか。
	(「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)
	承認をされました。清岡次長、挨拶をお願いいたします。
清岡次長	福祉事務所から異動になりました清岡さゆりです。どうぞよろしくお願いいたします。
会長	続きまして議案第2号、農地法第3条権利移動申請許可申請について下記の通り受理しましたので、農地法第3条第1項の規定により許可してよろしいか審議を願います。令和5年4月7日、南国市農業委員会会長、濱田好典。申請受理件数10件。申請受理面積、田17,241㎡、畑287㎡、計17,528㎡。事務局説明をお願いいたします。
清岡次長	議案第2号農地法第3条権利移動許可申請について説明いたします。議案書は4ページです。受付番号1号です。譲受人は31歳。譲受人の経営農地は、すべて耕作されています。申請地は、前浜の田、2筆で計1947㎡、売買による所有権移転で、自作地の隣で耕作に便利であるため取得するものです。譲受人は、トラクターと田植え機を所有していますが、刈り取りは作業委託をしています。農作業歴は6年で、農作業には本人と父と母が従事しています。取得後は、これまで同様に水稻を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。1号については以上です。
	受付番号2号と3号は譲受人が同じためまとめて説明します。譲受人は49歳。申請地は、2号が片山の田、1117㎡、3号が大桶の田2筆で計2580㎡、贈与と売買による所有権移転で、経営面積を拡張するものです。譲受人の経営農地は、すべて耕作されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は20年です。農作業には本人と父と母が従事しています。取得後は、これまで同様に水稻を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。2号と3号は以上です。
	受付番号4号です。譲受人は66歳。申請地は、三島の田31㎡、譲受人の公衆用道路になっている土地との交換による所有権移転です。譲受人の経営農地は、すべて耕作されています。譲受人は、トラクターなどを所有していないため作業委託をしています。農作業歴は5年で、農作業には本人と妻が従事しています。取得後もこれまで同様に水稻を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。4号については以上です。
	受付番号5号です。譲受人は54歳。申請地は、上末松の田464㎡、売買による所有権移転です。申請地は、譲受人の住宅へ転用する田の隣にあり、耕作に便利であるた

め取得するものです。譲受人の経営農地は、すべて耕作されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は15年です。農作業には本人と妻が従事しています。取得後は、ミカンやレモンなど果樹を植えるため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。5号については以上です。

次に受付番号6号と7号は譲受人が同じためまとめて説明します。譲受人は71歳。申請地は、前浜の田で、6号が1183㎡、7号が2筆で計2,177㎡、売買による所有権移転で、経営面積を拡張するものです。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は10年です。農作業には本人と妻と子が従事しています。7号の申請地にはハウスがありますが、ハウスは壊して、6号の申請地と一体で水稻を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。6号と7号については以上です。

受付番号8号です。譲受人は70歳。申請地は、岡豊町吉田の畑、208㎡、売買による所有権移転で、自宅に近く耕作に便利であるため取得するものです。譲受人の経営農地は、すべて耕作されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は10年です。農作業には本人が従事しています。申請地には果樹が植えられており、取得後もこれまで同様に果樹を栽培し、また、枝豆、キュウリなどの野菜も作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。8号については以上です。

受付番号9号です。譲受人は73歳。申請地は、岡豊町吉田の田、552㎡、売買による所有権移転で、自宅に近く耕作に便利であるため取得するものです。譲受人は、トラクターを所有しており、農作業には本人が従事しています。譲受人には現在経営面積はありませんが、8年位前から申請地を借りて母の手伝いをしており、農作業の経験はあるとのこと。取得後は、これまで同様に枝豆やキュウリなどの野菜を栽培するため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。9号については以上です。

受付番号10号です。譲受人は63歳。申請地は、立田の田畑、14筆で計7,269㎡、売買による所有権移転で、経営面積を拡張するものです。譲受人の経営農地は、すべて耕作されています。譲受人は、現在機械を所有していませんが、トラクター、田植え機、コンバインなどを導入予定とのこと。農作業歴は3年で、農作業には本人と母が従事しています。取得後は、これまで同様に水稻を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。10号については以上です。なお、現地確認の担当委員からは、すべての案件について、周辺農地への影響はないとの意見をいただいております。以上審議よろしくお願ひします。

会長

事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。

(質問・意見なし)

ないようでございますので、農地法第3条第1項の規定により許可してよろしいでしょうか。

(「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい。そのように取扱いをいたします。つづきまして議案第3号、農地法第5条権利移動許可申請について、農地法第5条の規定による許可申請を下記のとおり受理しまし

	たので、農地法第5条第3項の規定による意見書を付けて高知県知事に送付してよろしいか審議を願います。令和5年4月7日、南国市農業委員会会長、濱田好典。申請受理件数3件。申請受理面積田 1,771 m²、畑 109 m²、計 1880 m²。まず初めに、受付番号73号は田岡委員が代理申請人となっておりますので先に審議を行います。議事参与の制限により、田岡委員、退室をお願いします。 (田岡委員 退室) 事務局説明をお願いします。
穂積主事	受付番号2022年度の73号です。別紙位置図は2ページをお願いします。申請地は下野田の田 495 m²、使用貸借権の設定により自己用住宅への転用です。申請人は賃貸住宅で生活をしておりますが、子の成長に伴い現住居が手狭になったため、実家の隣に自己用住宅を建築するものです。立地基準については、後免町駅より概ね500メートル以内にある農地で第2種農地に該当し立地基準を満たすものと考えます。土地利用計画については別紙3ページです。配置は図の通りです。造成計画については、切土、盛土は行わず整地のみ行います。進入は南側市道から。排水については、生活雑排水は浄化槽経由で譲渡人所有の私設水路に放流します。雨水については建物部分は雨どいで集水をし、汚水同様譲渡人所有の私設水路に放流、建物以外の部分は自然浸透させる計画で、地元より排水に問題ない旨の意見書が提出されており、市の排水同意を手続き中です。また、土地改良区より本計画について問題ない旨の意見書の提出があります。周辺の状況については、北側貸人所有地、東側宅地、南側道路を挟み同意のある田、西側同意のある田です。現地確認にて周辺営農に支障がない旨を確認しております。他法令には、分家住宅の要件で開発許可の見込みがあることを担当課に確認しております。最後に、申請地に転用許可前に砂利を敷き駐車場として利用していたとのことで始末書の提出があります。始末書と現地の写真を当日配布資料の2から3ページに載せてありますのでご一読願います。73号の説明は以上です。
会長	事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、農地法第5条第3項の規定による意見書を付け高知県知事に送付してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい、そのように取り扱いをいたします。 (田岡委員 入室) 続きまして2023年度の1号案件は田岡委員が代理申請人、杉本委員が関連する案件ですので議事参与の制限につき退室をお願いします。 (田岡委員、杉本委員 退室) 事務局、説明をお願いします。
穂積主事	受付番号1号です。別紙位置図は4ページです。申請地は立田の畑及び田、2筆合計 809 m²、所有権の移転により太陽光発電施設への転用です。地権者は平成25年に申請地を相続したのですが、農業従事者ではなく十分に管理をすることができておりません

でした。今般、転用者から太陽光発電を設置したいとの要望があり、本計画に至っております。立地基準につきましては、立田駅より概ね300m以内にある農地で第3種農地に該当し、立地基準を満たします。土地利用計画については5ページをお願いします。配置は図の通りです。パネル220枚、パワーコンディショナー8台を設置し、周囲を高さ1メートルのフェンスで囲みます。造成、整地計画については、整地のみで舗装はせず、防草シートを設置する計画です。進入計画については、敷地南東側の農道より進入。排水については、汚水は発生せず、雨水は自然浸透させる計画です。なお、地元総代に本計画の説明をするよう依頼しておりますが、現時点で連絡がついていない状態であると申請人より聞いております。周囲の状況については、北側田、東側田、南側田、西側宅地となっております。同意については1件、南東側の田から取得できなかったとのことで、被害防除計画書の提出があります。被害防除計画書と位置関係の分かる航空写真を当日資料の4から5ページに載せてありますのでご一読願います。対象地は申請地南東側に位置し、日照通風に影響はないと考えるとのことです。なお、現地確認にて周辺営農に支障がない旨を確認しております。他法令については都市整備課等での手続きは不要である旨を確認しております。最後に、申請地の一部に平成3年3月6日から平成6年3月5日まで3条の賃借権の権利がついており、解約手続きがされないまま借人が死亡し、権利が残ったまま今に至っております。解約手続きを行うよう申請人に対して指導しており、現在、解約のため話をしている最中とのことです。こちらの案件につきましては、許可相当と判断する場合、地元総代に本転用計画の説明をすること及び解約手続きの完了を条件とすることを視野に入れて審議していただきたいです。説明は以上です。

会長

事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。

(質問・意見なし)

ないようですが、こちらの案件については地元総代に転用計画の説明を行うこと、賃借権の解約を行うことを条件とし許可相当ということで高知県知事に意見を送付してよろしいでしょうか。

(「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい。そのように取扱いをいたします。

(田岡委員、杉本委員 入室)

事務局、残りの案件をお願いします。

穂積主事

受付番号2号案件です。別紙位置図は6ページです。申請地は上末松の田576㎡、所有権の移転により農家住宅への転用です。申請人は現在南国市の賃貸住宅で生活をしており農業を営んでおります。今後の生活基盤確保のために農家住宅を建築したいとのことです。立地基準については10ha以上の集団農地に属するため第1種農地に該当し、原則転用許可のできない農地ですが、不許可の例外である集落の接続に該当するため立地基準を満たすものと考えます。土地利用計画図については別紙7ページをご覧ください。配置は図の通りとなっており、住宅と農業用の倉庫を建築する計画です。造成計画については40cmほど嵩上げを行い、隣接する市道までレベルを揃えます。進入は

南側市道から。排水については、雨水は集水桝を経由して南側市道側溝に排水、汚水は浄化槽を経由し南側市道側溝に排水する計画で、地元より排水に問題ない旨の意見書の提出があり、市の排水同意を手続き中です。また、土地改良区より本転用に問題ない旨の意見書の提出があります。周辺農地の状況については、北側申請人所有地、東側宅地、南側市道を挟み4メートル以上離れたところに位置する農地、西側同意のある農地であり、現地確認にて周辺営農に支障がない旨を確認済みです。他法令については、申請地に進入するにあたって水路を横断するため占用許可の手続き中で見込み有と確認、開発許可については条件を満たせば許可不要であると都市整備課の方に確認しております。その条件について当日配布資料の6ページをご覧ください。農家住宅の要件は、大きく分けて4つです。その条件というのが、農業従事日数が年間60日以上であること、農業収入が年間15万円以上であること、既に農業従事者及び世帯構成員が自己用住宅を有していないこと、農家住宅を建築する土地と同じ大字に耕作面積が1,000㎡以上あること、の4つです。従事日数、収入、自己用住宅を有していないことについては条件を満たしていることを都市整備課に確認済みですが、面積の方がクリアできておりません。そこ利用権の設定を行い、面積の条件を満たす計画ですので、議案4号の関連部分も同時に審議していただきたいと思います。では、関連する利用権の設定について説明を行います。議案書は19ページの13号です。借人は54歳。申請地は、上末松の田で、3年の賃借権を設定して、オクラを作るというものです。賃料は、2筆で4,800円を現金で支払うというものです。利用権の申請地2筆合計632㎡と、先ほど3条の5号案件で許可した農地を合計すると1000㎡を上回ることになりますので、農家住宅の面積の要件を満たすこととなります。以上で説明を終わります。2号案件につきましては、利用権設定も含めて審議をお願いします。

会長

事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。

(質問・意見なし)

ないようでございますので、農地法第5条第3項の規定による意見書を付け高知県知事に送付してよろしいでしょうか。また、議案第4号の13号について、承認してよろしいでしょうか。

(「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、そのように取り扱いをいたします。つづきまして議案第4号、南国市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記の計画で差し支えないか審議願います。令和5年4月7日、南国市農業委員会、会長、濱田好典。まず初めに、受付番号16号は山本桂委員の関連する案件ですので先に審議を行います。議事参与の制限につき退室をお願いします。

(山本桂委員 退室)

事務局説明をお願いします。

清岡次長

議案第4号農用地利用集積計画について説明します。21ページの16号を説明します。申請地は、十市の田で、8年の賃貸借権を設定して、水稻を作るというものです。

会長	賃料は、10a 当たり米60kgを物納するというものです。以上、審議お願いします。 事務局より説明がございました。この件について、ご質問、ご意見はございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。 (山本桂委員 入室) 次に受付番号19号は私の案件ですので先に審議を行います。司会を池副会長お願いします。 (会長 退室)
池副会長 清岡次長	事務局説明をお願いします。 22ページの19号を説明します。申請地は、岡豊町中島の田で、3年の賃貸借権を更新して、水稻を作るというものです。賃料は、10a 当たり米60kg相当の金額を振込するというものです。以上、審議お願いします。
池副会長	事務局より説明がございました。この件について、ご質問、ご意見はございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。 (会長 入室)
会長	次に受付番号21号は池副会長の案件ですので先に審議を行います。議事参与の制限につき退室をお願いします。 (池副会長 退室) 事務局説明をお願いします。
清岡次長	24ページの21号を説明します。申請地は、前浜の田で、5年の賃貸借権を更新して、水稻を作るというものです。賃料は、10a 当たり米90kgを物納するというものです。以上、審議お願いします。
会長	事務局より説明がございました。この件について、ご質問、ご意見はございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。 (池副会長 入室) 事務局残りの説明をお願いします。
清岡次長	議案書は11ページです。ここからは農地中間管理事業の一括方式になります。1号です。借人は52歳。申請地は、下末松と小籠の田で、5年の賃貸借権を設定して、野菜を作るというものです。賃料は、10a あたり 10,000 円を振込するというものです。 2号と3号は譲受人が同じためまとめて説明します。借人は、一般法人のため、農地

会長	を適切に利用していない場合は契約を解除するという条件をつけて農地を借ります。申請地は、立田と田村の田で、10年の賃貸借権を更新して、水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり10,000円を振込するというものです。 4号です。借人は、45歳。申請地は、下末松の田で、5年の使用貸借権を設定して、野菜を作るというものです。 5号です。借人は、59歳。申請地は、包末の田で、5年の使用貸借権を設定して、水稻を作るというものです。 6号です。借人は、48歳。申請地は、立田の田で、3年の使用貸借権を更新して、水稻を作るというものです。 7号です。借人は、一般法人です。申請地は、田村の田で、3年の使用貸借権を更新して、水稻を作るというものです。農地中間管理事業は以上です。 次の8号から12号は借人が同じため、まとめて説明します。借人は一般法人です。農地を適切に利用していない場合は契約を解除するという条件をつけて農地を借ります。申請地は、大埴と伊達野の田畑で、5年の賃貸借権を設定して、生姜を作るというものです。賃料は、10aあたり50,000円を現金で支払うというものです。 次の14号と15号も借人が同じためまとめて説明します。借人は54歳。申請地は、西山の田で、1年の賃貸借権を設定して、水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり米30kgを物納するというものです。 17号です。借人は64歳。申請地は、前浜の田で、3年の賃貸借権を更新して、水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり米60kgまたは90kgを物納するというものです。 18号です。借人は68歳。申請地は、前浜の田で、3年の賃貸借権を更新して、水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり米60kgを物納するというものです。 24ページの20号です。借人は62歳。申請地は、西山と上野田の田で、5年の賃貸借権を更新して、水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり米60kg相当の金額を振込するというものです。 22号です。借人は52歳。申請地は、十市の田で、5年の賃貸借権を更新して、水稻を作るというものです。賃料は、総額15,000円を振込するというものです。 23号です。借人は52歳。申請地は、稲生の田で、3年の使用貸借権を更新して、水稻を作るというものです。 24号です。借人は52歳。申請地は、浜改田の田で、3年の使用貸借権を更新して、文旦を作るというものです。 25号です。借人は55歳。申請地は、上末松の田で、5年の使用貸借権を更新して、水稻を作るというものです。以上審議をお願いします。 事務局より説明がございました。この件について、ご質問、ご意見はございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)
-----------	---

弘田局長

はい。そのように取扱いをいたします。続きまして、追加議案が2件あります。まず、議案第5号南国市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、事務局説明をお願いします。

議案第5号及び議案第6号を追加提案させていただきます。まず、議案第5号南国市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針、についてです。農業委員会等に関する法律第7条に農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定めることの規定が設けられております。これに基づき南国市農業委員会では平成29年2月28日付で指針を作成しております。今回、農業経営基盤強化促進法を始めとする農地関連法が改正されたことに伴い、当該指針の内容も一部見直されていること及び、指針の見直し時期であることから見直しを実施するものであります。お手元の南国市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針をご覧ください。内容を説明していきます。1枚目の基本的な考え方の7行目をご覧ください。特に、中山間では、人口減少や農業者の高齢化が顕著であり遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていく一方、平地では施設園芸型の農業経営が盛んなことから担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある、という書きぶりとなっております。国は地域計画が入り込んだため指針の雛形を変えてきております。ですので、地域計画に引っ張られて文言ができております。

先ほどのところから7行下をご覧ください。なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する高知県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する南国市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う、とあります。ですから、次の改選の時期になりましたら検証をしていきます、という指針になります。主に、高知県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に則りまして指針を作成しております。

次のページをご覧ください。第2、具体的な目標と推進方法及び評価方法とありまして、1が遊休農地の発生防止解消についてになります。令和4年3月時点で遊休農地面積は16ha ありました。少し増えておりますが、なぜかと言うと南の方、主に十市の方でドローンを飛ばしたところが多かったというのがあります。解消自体はされているのですが、新たに発見した農地が多いということでご理解していただけたらと思います。その表の下に、遊休農地の中には耕作条件不利地も存在することから、全てを解消する目標とせず、1年間で1ha の解消を目標とするとありますが、一点修正をお願いします。1年間で2ha の解消を目標とするとさせていただきました。これについては、次の6号議案にも関わってきますのでそこで詳しく説明をさせていただきます。16ha ですので、3年後の目標としては10ha、令和14年の目標のでは0、計算上そうなってきます。併せて、右側の遊休農地の割合も変わってきますので、こちらの方で修正をしております。

それから（３）遊休農地の発生防止・解消の評価方法とありまして、その２番、担い手への農地利用の集積・集約化についてのところです。この表を見ていただきまして、令和４年３月の集積面積は７０１haとあります。集積率は２４％です。表の下を見ていただきますと、高知県農業経営基盤強化の促進に関する基本指針（令和３年３月３１日変更）中、第３の２農用地の利用集積において、効率的かつ安定的な農業経営をする者に対する農用地の利用集積に関する目標をおおむね５８％と定めており、令和１４年３月までの目標を５８％とし、１年間でおおむね９０haの集積を目標とする、とあります。ですので、目標値は令和１４年３月を５８％としております。管内の農地面積の予測が２,７５８haとありますが、段々と農地面積は減ってきておりますので単純な計算での予測となっております。それに対して、５８％を掛けると１,６００haの集積がいるという話になります。そして、現状７０１haなので、１,６００から７０１を引いて１０で割ると大体８９となりますので、１年間でおおむね９０haの集積を目標とするということになります。よって、目標５８パーセント、１年間でおおむね９０haの集積とさせていただきました。

続きまして、３番新規参入の促進についてをお願いします。促進目標といたしましては現状が令和４年３月で３個人の方、１法人の方というのがありまして、過去３年で見ると大体３から４経営体ぐらいが毎年算入されております。ですので過去３年間の実績から表の下の方にあります通り、令和１４年の目標として、個人で２０人、法人で１０経営体としております。それから（２）の新規参入の促進に向けた具体的な推進方法ということで、右のページを見ていただきたいのですが、一番上の３行目、高知県立農業大学校と連携し、学生が就農に興味を持てるような取り組みを実施すると共に、インターネットを利用し広く新規参入の情報を発信する、とあります。皆さん担い手部会の方で農業会議のホームページに皆さんの農業についてを載せていただいております。そういうことをこれからも続けていくということを盛り込みました。後につきましては、今までの計画と変わりはありません。次に第３「地域計画」の目標を達成するための役割、です。南国市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、南国市農業委員会は次の役割を担っていく、ということで、日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認、農家への声掛け等による意向把握、「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング、農地中間管理事業の活用の働きかけ、「地域計画」の定期的な見直しへの協力、これらをやっていきますとしております。走り走りではありますが指針の方につきましては説明は以上です。ご審議の程よろしくをお願いします。

会長

事務局より説明がありました。この件について、ご質問、ご意見はございませんか。（質問・意見なし）

ないようでございますので、議案の通り定めてよろしいでしょうか？

（「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり）

はい。そのように取扱いをいたします。続きまして追加議案第６号です。令和５年度最適化活動の目標の設定等について事務局説明をお願いします。

議案第6号令和5年度最適化活動の目標の設定等について説明します。当該目標設定につきましては、以前は6月の定期総会の頃に活動計画の作成と前年度の点検評価を作成しておりました。今般、令和4年2月付農林水産省経営局農地政策課長通知により様式が示され、年度当初から最適化活動の目標設定等を作成し農業会議及び高知県の承認を経て公開するものとなっております。お手元の令和5年度最適化活動の目標の設定等をご覧ください。

まず表紙の方は基本的な数字が入っておりまして、一番下、これは農林水産省の耕地及び作付面積統計というところから取っておりまして、令和4年が2,400haとなっております。この数字も年々減少しておりまして、とうとう2,400というところまで来ております。次のページ、最適化活動の目標をご覧ください。管内の農地面積は先ほど申しあげました2,400です。これまでの集積面積が701、先ほど指針の方でも出てきました。集積率は29%。課題としましては、高知県農業経営基盤強化の促進に関する基本方針に掲げる集積率58%に到達していない、です。課題というのが何かというと本来あるべき目標数値、この場合58ですね、ここと現況の29、ここに乖離があるというのが課題になります。目標の方につきましては、農地の集積目標、令和14年度で集積率58%。ここは先ほどの指針の数値を踏襲しております。今年度の新規集積面積は90ha、農地面積が2,400ha、今年度末の集積面積は791ha、集積率の目標は33%となります。次に(2)の遊休農地の解消についての目標です。直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況についてですが、21ha、これはこの間皆さんにパトロールで見ていただいた数字になります。先ほどの指針では16となっておりますが、これは令和3年度の数字となっております。増えた、という話になりますが、十市等で、ドローンで新たに判明した分になります。この内、緑区分は16ha、黄色区分は5.6haとなります。ドローンを導入して利用状況調査を実施しているため、新規に遊休農地化したというよりも今まで確認できなかった遊休農地を確認することが多くなった状況です。放置ハウスが多く営農再開が難しい、というのが課題となります。②が既存遊休農地の解消というところで、令和3年度の利用状況調査における遊休農地面積、これの5分の1の面積というところで2haになります。令和3年度は5haありまして、この辺は工程表を作って解消を進めていきますとなっておりますが、これは県の方からの指示ですのでこの様書いております。

次のページ、新規参入の促進をお願いします。先ほど経営体等についてお話ししましたが、それがここになります。新規参入の目標としましては、3経営体が目標となっておりますので、今後とも継続しますよ、といったところです。目標値についてもお目通しをお願いします。

次に、最適化活動の活動目標についてです。1人当たりの活動日数について、月に6日の活動をお願いします。そして活動を行う委員さんの数を書いております。ここは定数の19と17ですが、農地利用最適化推進委員については、ここは必ずしなければならない活動になりますので17のままです。農業委員については19としておりますが、垣内委員についてはJAの常務ということでなかなか活動が厳しいと思います。垣

垣内委員 弘田局長	内委員どうでしょう。農業委員の場合は、活動をする委員を載せるということになっておりますので、活動が難しいということであれば減らすことも可能です。
田岡委員 弘田局長	お願いします。 そうしましたら減らすということで18に訂正して審議していただきます。中立委員の田岡委員につきましてはするということによろしいでしょうか。
	はい。 では、ここは19から18ということで行きます。次に活動強化月間の設定目標というところなんです、10月は県立大に行きますので新規参入の促進月間、11月は農地集積促進月間、2月は座談会をやりますので座談会月間としております。 次に(3)の新規参入相談会への参加目標というところなんです、相談会なので本来でしたら東京大阪へ行くっていう相談会なんかもあると思いますが、まだ不明確でしたのでここは書いておりません。具体的に描くのは10月のところで県立農業大学校への説明会、新規就農に繋げる活動をしますよってというのが参加目標になります。説明は以上です。審議よろしくをお願いします。
会長	事務局より説明がありました。この件について、ご質問、ご意見はございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、議案第6号令和5年度最適化活動の目標の設定等を議案のとおり定めてよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) それでは「令和5年度最適化活動の目標の設定等」を議案のとおり定めます。議案は以上となります。その他議案外報告についてはお目通し願います。 (午後2時45分終了)

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する

令和 5 年 5 月 8 日

会 長

濱田 邦典

議事録署名委員

窪田 理佳

議事録署名委員

山本 桂